

サピエ図書館サービス利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、デージー資料等の利用に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、視覚障害者等に対する特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク（以下「サピエ」という。）における音声デージー等のデータを提供するネットワークサービス（以下「サピエ図書館サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サピエ図書館サービスを利用できる者)

第2条 サピエ図書館サービスを利用できる者は、デージー資料等の利用に関する要綱（以下「デージー資料等利用要綱」という。）第3条第1項に規定する、利用登録を行った者（以下「登録者」という。）とする。

(デージーデータの個人貸出し)

第3条 サピエ図書館サービスの音声デージーのデータ（以下「デージーデータ」という。）の貸出しを希望する登録者は、香川県立図書館（以下「図書館」という。）に事前に電話等で貸出しの申し込みを行う。

2 図書館は、サピエ図書館サービスからダウンロードしたデージーデータをCD盤等に記録して貸出すものとする。

(デージーデータの貸出点数と貸出期間)

第4条 デージーデータの貸出点数及び貸出期間については、デージー資料等利用要綱第8条の規定を準用する。

(個人会員登録)

第5条 サピエ図書館サービスに個人会員登録をしようとする者は、「サピエ図書館サービス個人会員登録申込書」（別記様式）を館長に提出しなければならない。

(個人会員登録事項の変更)

第6条 サピエ図書館サービス個人会員（以下「個人会員」という。）の登録事項に変更が生じた場合は、ただちに図書館へ申し出るものとする。

(オンラインリクエストの手続き)

第7条 個人会員が、オンラインリクエストにより他の図書館等の資料の借り受けの申し込みを行ったときは、サピエ図書館オンラインリクエスト画面をもって、香川県立図書館相互貸借規程第14条に規定する申込書に替えるものとする。

(オンラインリクエスト資料の貸出し及び返却)

第8条 オンラインリクエスト資料は、図書館の窓口で貸出し及び返却を行うものとする。
ただし、香川県立図書館郵送貸出規程第3条第1項に規定する、資料郵送貸出カードの交付を受けている者については、郵送により貸出し及び返却を行うものとする。

(オンラインリクエストの資料数)

第9条 借り受けを依頼する者(以下「借受依頼者」という。)が同時に借り受けを申し込むことのできるオンラインリクエスト資料の数は、香川県立図書館相互貸借規程第14条の2に規定する借受資料の数とは別に1人10点以内とする。ただし、既にオンラインリクエストによる借り受けの申し込みを受け付けている資料及び借受中の資料があるときは、その資料も含めて10点以内とする。

(経費)

第10条 オンラインリクエストで借り受ける資料の送付に要する経費及び資料を忘失若しくは損傷したときの弁償に要する経費は、資料の借受依頼者が負担するものとする。

(損害の賠償)

第11条 個人会員としての利用により発生した問題の責任は、すべて個人会員本人が負うものとし、図書館は個人会員の利用から生ずるすべての経済的、法的責任を負わないものとする。

(サピエ利用規約の順守)

第12条 個人会員は、この要領のほか、サピエが定める利用規約(個人会員)に従わなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 第5条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織(教育委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下に同じ。))と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年教育委員会規則第25号)の規程の例による。

附 則

この要領は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。